

環創環評第 35 号

平成 29 年 5 月 12 日

国土交通省関東地方整備局

局長 大西 亘 様

横浜市長 林 文 子



横浜港新規ふ頭公有水面埋立事業に係る計画段階環境配慮書に対する
環境の保全の見地からの意見について (回答)

平成 29 年 3 月 24 日に依頼のありました標記について、別紙のとおり回答します。

担当 環境創造局政策調整部環境影響評価課
黒澤、荒木、岩本

電話 045-671-2495 FAX 045-663-7831

環創環評第 35 号

平成 29 年 5 月 12 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市長 林 文子



横浜港新規ふ頭公有水面埋立事業に係る計画段階環境配慮書に対する
環境の保全の見地からの意見について (回答)

平成 29 年 3 月 24 日に依頼のありました標記について、別紙のとおり回答します。

担当 環境創造局政策調整部環境影響評価課
黒澤、荒木、岩本

電話 045-671-2495 FAX 045-663-7831

別紙

1 事業計画の概要

(1) 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者及び住所

名 称：国土交通省関東地方整備局

代表者：局長 大西 亘

住 所：埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1号

名 称：横浜市

代表者：市長 林 文子

住 所：神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地

(2) 第一種事業の名称及び種類

名 称：横浜港新規ふ頭公有水面埋立事業（以下、「本事業」という。）

種 類：公有水面の埋立て（環境影響評価法に規定する第一種事業）

(3) 本事業の目的

本事業は、国際コンテナ戦略港湾として、基幹航路をはじめとするコンテナ船の大型化や貨物量の増加に対応するため、大水深・高規格コンテナターミナルと高度な流通加工機能を有するロジスティクス施設を一体的に配置した新たな臨海部物流拠点を形成するものです。

(4) 本事業の実施想定区域、候補地及び面積

事業実施想定区域：横浜港港湾区域内

事業実施候補地：大黒沖、本牧沖、金沢沖

面 積：約 140 ha

2 地域特性

横浜港港湾区域は、鶴見区の東端から金沢区の南端にかけての海域に設定されており、本事業の事業実施想定区域はいずれも横浜港港湾区域内で検討されています。

横浜港周辺海域における水質の健康項目は、いずれの地点でも環境基準値を満足していますが、生活環境項目については一部の地点で環境基準値を満足していない状況にあります。また、一部の地点におけるCOD75%値、全窒素、全リンの表層年平均値は、過年度より環境基準値を満足していない状況が続いています。なお、平成27年度の底層D0年最低値は、横浜港内（本牧・大黒防波堤より奥部）の測定点では生物3の環境基準値（2.0mg/L以上）を、その他の測定点では「生物2」の環境基準値（3.0mg/L以上）又は「生物1」の環境基準値（4.0mg/L以上）を満足する

状況にあります。

現況の水深は、金沢沖が概ね 11m～21mと最も浅く、本牧沖が概ね 19m～23mと最も深くなっています。

埋立候補地となる沿岸部において、環境省レッドリスト、神奈川県レッドデータブック等で確認されている重要な動植物種が確認されているほか、鶴見川河口、金沢湾及び平潟湾の河口・海岸域は、地域を特徴づける生態系の生息・生育場となっています。

埋立候補地に隣接する陸域は全て埋立地ですが、水域利用については、物流を中心とした港湾関連活動のほか、水上交通や海洋性レクリエーション、環境活動など多様な利用が行われています。なお、事業実施想定区域の一つである金沢沖には区画漁業権が設定されています。

本事業は、公有水面を大規模に埋立てる事業であることから、各場面で環境へ配慮することが求められます。

3 意見

(1) 全般的事項

本事業の環境影響評価を行う際には、最新のデータや知見をもとに、可能な限り予測し得る最大のリスクを考慮しながら進めてください。また、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）以降の図書の作成に当たっては、分かりやすい説明を心掛けるとともに、次の内容を十分に踏まえ、関係機関と事前協議を行うよう心掛けてください。

今後の事業の進展においては、市民の意見を十分聴取するとともに、環境に関する本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう検討してください。

計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）では、大黒沖、本牧沖、金沢沖の3海域を事業実施候補地として設定し、いずれも面積規模は約 140ha としています。しかし、事業実施候補地をこの3海域に設定した根拠や、この面積が必要な理由について、配慮書には詳細な記述がありません。また、環境要素ごとに影響検討範囲を設定し予測評価を行っていますが、この影響検討範囲の設定根拠についても、詳細な記述がありません。今後、検討を行い、対象事業実施区域、位置、面積、環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域等を決定する際には、特に以下の事項に留意し、検討経緯については、方法書に詳細に記述してください。

ア これまでに収集した情報のみならず、今後も、既存資料の収集等を引き続き行い、対象事業実施区域、位置、面積、構造等を決定するために必要な地域特性の把握に努めてください。なお、その際には過去の埋立に関する類似事例のデータも参照し、各環境要素の過去の状況の推移及び将来の状況についても確認してください。

イ より環境に配慮された事業とするため、地域特性を考慮し環境要素を幅広く検討してく

ださい。

ウ 堤防及び護岸の工事、埋立工事並びに車両の走行による環境影響を検討してください。

エ 埋立地が存在することによる底質等への環境影響、及び存在することにより必要となる浚渫等の作業による水質等への環境影響を検討してください。

オ 上記イ～エについて可能な限り定量的に比較し、候補地の絞込みにおいては、環境面の影響はもとより、事業の社会性、経済性の観点からも比較し、決定案が他案と比べて優位である理由を示してください。

(2) 個別の環境要素に関する事項

ア 水底の底質・動物・植物・生態系

埋立地の存在に伴う流況の変化により、底質への影響や、海生植物・底生魚類をはじめとした動物・植物・生態系への間接的な影響も考えられます。

配慮書では、既存資料調査を行い重要な種が存在する代表的な地点を把握し、設定した「影響検討範囲」と比較、もしくは「周辺情報」として整理することにより予測していますが、それぞれの定義や設定根拠が曖昧であるため、方法書において、「環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域」を設定する際には、設定根拠を明確に記載してください。

また、底質への影響について、既存資料を収集し、可能な限り、面的な予測評価に努めてください。さらに、底質の変化による動物・植物・生態系への間接的な影響についても、同様の予測評価に努めてください。

イ 景観・人と自然との触れ合い活動の場

本事業が公有水面を大規模に埋立て、本市の沿岸域に新たな海岸地形をつくりだす事業であることを考慮すると、周辺地域及び海域からの景観にはより一層の配慮が必要であることから、緑地など景観上の緩衝帯の確保についても検討してください。

埋立候補地直近の地点は、最も眺望変化が激しいことが想定されるとともに、いずれの候補地においても、近傍に海釣り施設や水際線緑地などの人と自然との触れ合い活動の場となる施設が存在しています。そのため、埋立地直近の眺望景観に係る環境影響と、人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響の両方について、今後、予測評価を行ってください。なお、方法書において、項目選定理由、及びそれぞれの調査・予測・評価手法を明確に記述してください。